

【制度の概要】

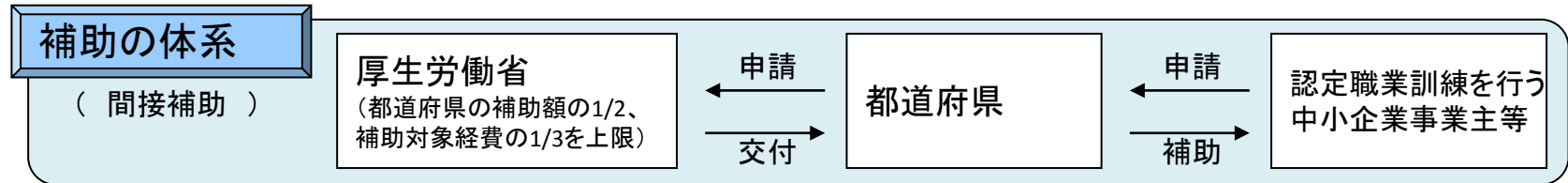
1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの（職業能力開発促進法第13条、第24条）。

（平成21年度実績：施設数・・・1,187施設、訓練生数・・・約28万4千人）

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う中小企業事業主等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2（補助対象経費の1/3が上限）を補助（運営費、施設費、設備費の3種類）。（雇用保険法施行規則第123条）



【改正内容】

地域における民間活力を活かしながら公共職業訓練に準じた水準の訓練体制を整備し、効果的な職業訓練を実施するため、認定職業訓練制度の導入を一層促進することが必要。

補助金の支給対象者の拡充

【22年度】

中小企業事業主及び
その団体・連合団体のみ



【23年度】

認定職業訓練の認定対象として能開法第13条に規定する
職業訓練法人、職業能力開発協会、一般社団・財団法人、法人である労働組合、その他営利を目的としない法人
を補助支援対象者に追加